

平成27年度第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録

【要旨】

- 1 開催日時 平成28年2月29日（月）13時から15時
- 2 開催場所 研修センター4階 402・403 研修室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 開会2 協議事項<ol style="list-style-type: none">(1) 平成27年度事業実績及び評価について(2) 介護予防専任職員の活動状況及び成果等について(3) 地域包括支援センター運営法人が所有する関連サービス施設（敷地）内への事務所の設置について(4) 居宅介護支援事業者の承認について3 閉会 |
|---|

5 会議経過

協議事項(1) 平成27年度事業実績及び評価について

事務局	平成27年4月から12月までの地域包括支援センター（以下「センター」）の事業実績について説明。 平成27年4月から12月までのセンター運営状況について、各区地域保健福祉課担当職員より報告。 平成27年度評価の目的、評価期間、方法、結果、抽出された課題、今後の対応案について報告。
委員	平成27年度は26年度に比べ、相談回数1回のみでの相談は減少しているが、5回以上のケースが増えていることから、困難事案が増えてきているのではないかと考えている。また、DV・家庭内暴力に関する相談件数が増えているが、このような相談が増加した背景が分かれば教えていただきたい。
事務局	センター増設によりセンターが地域に身近になったことで、相談が入りやすくなっているためと考えている。
委員	DV・家庭内暴力に関する相談が前年度より増えているが、実数が増えているのか。それとも同じ方からの継続相談が増えてきているのか。
事務局	事業所や地域への啓発活動を継続して行っており、DV・家庭内暴力を見つけることができる関係者が増え、多くの相談が入るようになってきているのではないかと考えている。
委員	虐待ではなく、DV・家庭内暴力に分類する基準はどのようなものか。
事務局	養護者によるものであれば虐待に分類し、養護者ではない方からの暴力であればDV・家庭内暴力に分類している。
委員	介護予防教室はどれくらいのシリーズものになっているのか。また、立ち上がった自主グループが消滅しないようにするには継続支援が必要かと思うが、どのような支援を行っているのか。
事務局	介護予防教室は、5回コースの教室を年に3クール実施している。自主グループ支援に関しては、ご指摘のとおり継続支援が必要であると考えている。参加者自身で取り組みが継続できるよう、本市で作成したメニューブック等を利用し、体操のポイントについて一緒に振り返りを行ったり、声掛けをすることで参加者の自信につなげていく等の支援を現在行っている。 委託事業者から健康運動指導士を派遣することでも教室を支援している。
委員	介護予防教室については、地域によっては、せっかくの取り組みが活かされていないと感じる。参加者を募るための声掛け方法や公民館での申込も可能にする等の工夫を行う必要があるのではないかと感じている。
事務局	より参加しやすいものとなるよう検討したい。

委員	<p>虐待通報者について、福岡市は介護予防支援専門員・介護保険事業所職員からの割合が全国や福岡県と比較しても高く、素晴らしいことと感じている。その反面警察からの通報が全国や福岡県と比べ極端に少ない。可能であれば、年度初めに警察担当者へ挨拶に行く等して関係作りを行ってみてはどうか。警察との連携が取れると対応もスムーズになると考えている。</p> <p>また、虐待への対応策については、老人福祉法に基づくやむを得ない措置による分離件数が全国や福岡県と比べ非常に少ない状態である。介護保険サービス利用による分離が望ましいことだとは思いますが、それでは分離ができないケースについては積極的に措置を行って欲しい。各区の担当者が適切に権限を活用することが必要と考えている。</p>
委員	指定介護予防支援業務評価における占有率基準の「3分の1」、「2分の1」には何か根拠はあるのか。
事務局	一般的に利用者が多いサービスについては3分の1、利用者が少ないことが想定されるサービスについては2分の1という基準を福岡市にて設定しているもの。
委員	センター増設に伴い相談件数が増加すると考えていたが、思っていたより増えていないようである。来所相談数が増えたことが、センター増設に伴う効果だと考えている。
事務局	平成26年度まで実施していたチェックリスト郵送事業において、センターから電話をかける件数が年間約8,000件あった。平成27年度から郵送事業を実施していないことが、相談件数減少の一因ではないかと考えている。来所相談が増えたことは増設の効果と考えている。
委員	平成28年度も現在の委託法人に継続委託することについて承認。

協議事項(2) 介護予防専任職員の活動状況及び成果等について

事務局	介護予防専任職員の設置目的、配置先、業務内容、活動成果、抽出された課題、平成28年度の実績および平成28、29年度生活支援コーディネーターモデル事業について説明。
委員	社会福祉協議会地域福祉ソーシャルワーカー（以下「社協CSW」）と生活支援コーディネーターとの業務棲み分けはどのようになるのか。
事務局	現在社協CSWは市社協に配置されており、各区にて活動中。平成28、29年度は、生活支援コーディネーターを4圏域にモデル配置の予定であり、2圏域はセンターに、残り2圏域は社協に配置し、社協配置の生活支援コーディネーターについては、現在の社協CSWが兼任する予定。

	国が求める生活支援コーディネーター業務は、現在の社協CSW業務と必ずしも一致するわけでない。そのため、平成30年度以降に生活支援コーディネーター業務を社協とセンターのいずれで担うべきか、あるいは両者にて担うべきかについて、モデル事業の結果を踏まえてしっかり検証したいと考えている。
委員	類似する業務を担う人が乱立しているように感じられ、現場が困惑するのではないかと懸念する。センターに配置する生活支援コーディネーター業務については、介護予防専任職員が兼務することのだが、そうすると兼務する介護予防専任職員の業務負担が増すことになるのか。
事務局	基本的には、生活支援コーディネーターの業務は、現在介護予防専任職員が行っている業務に含まれていると考えており、負担増はない。
委員	生活支援コーディネーターがどのような業務を担うのか等の説明が欲しい。各々にイメージが共有できていないように感じる。すでに配置している他都市の情報等の資料があると議論が深まると考える。
事務局	次回運営協議会にて準備する。
委員	介護予防専任職員の活動状況及び成果等について承認。

協議事項(3) 地域包括支援センター運営法人が所有する関連サービス施設(敷地)内への事務所の設置について

事務局	センター事務所の設置についての現在の考え方、今後の方針案について説明。
委員	事務所設置について、これまでの方針を見直すか否かを協議することになった経緯を教えて欲しい。委託料にて事務所賃料を負担することが困難になっているためなのか。また、運営法人が所有する関連サービス施設内への事務所設置を認めた場合、公平・中立性をどのように評価していくと考えているのか。
事務局	協議事項にした理由として、費用面は背景にはない。現在委託中の1法人より、地域にとって利便性が高くなると考えられるため自法人敷地内に設置したいとの相談があったことから協議事項にしたもの。指定介護予防支援業務における公平・中立性の確保については、別途評価の中で確認する。 同様の相談は他法人からも想定され、今後の判断をどうするかについては事務局の中でも意見が分かれているところでもあり、委員の意見を伺いたいもの。
委員	1法人より移転について相談があったとのことだが、現在の事務所設置場所では相談が入りづらい等の具体的な理由があるのか。
事務局	そのような理由ではなく、今回は運営法人の事務所新設に合わせて、利便性の向上が期待できるとのことで相談があったもの。移転希望先は現在の事務所よりも大きな通りに面しており、利便性が高まると考えられる。

委員	今回自法人敷地内への設置を認めると今後への影響も大きく、他法人からの相談時に判断が困難になるのではないかと考える。公平・中立性を保つためにも認めるべきではないと考える。
委員	公平・中立性の確保は、センターを運営するうえで大前提である。この運営協議会も公平・中立性を担保するために開催されているもの。市民から見ると関連サービスとセンターの入口が別であっても誤解を招くことになるのではないかと考える。また、一度例外を認めると今後全てを認めざるを得なくなってしまうため、例外は作るべきではないと考える。現在運営している他法人も苦勞のうえ事務所を探しており、認めるべきでないとも考えるもの。
委員	同一敷地内の別の建物であっても誤解が生じる可能性はあり、認めるべきではないと考える。
委員	地域はこのようなことに大変敏感であるため、認めるべきではないと考える。
委員	公平・中立性とは、具体的には法人のどの業務とのことを想定しているのか。
事務局	介護予防サービスを想定している。
委員	法人は苦勞して事務所を探している。区役所内に設置する等、市の公共施設を優先的に利用できるようにしても良いのではないかと考えている。
委員	地域包括ケアを進めていく中で、センターは大きな役割を果たすことになり、今後さらにセンターが増えることや委託先の幅が広がる可能性もないとは言えない。今後新規法人に委託することになった場合でも公平・中立性を確保して運営していくためにも、認めるべきではないと考える。
委員	運営法人が所有する関連サービス施設（敷地）内への事務所設置については、不承認とするもの。

協議事項 (4) 居宅介護支援事業者の承認について

事務局	指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託について説明。
委員	指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託について承認。